

～児童の健やかな成長を応援します～

児童手当・児童扶養手当 家庭支援などのご案内

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-8261

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給します

■対象になる人

北上市に住民登録し、中学校修了前の児童(15歳到達日以後、最初の3月31日までの間にある児童)を育てている人。

※日本国外に居住している児童は支給対象になりません。
※児童が施設に入所している場合は施設に支給されます。

■手当の月額

児童の年齢	手当月額		
	児童手当	特例給付	
3歳未満(一律)	1万5,000円	児童1人につき 5,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1・2子		1万円
	第3子以降		1万5,000円
中学生(一律)	1万円		

※第3子以降とは、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

※所得制限は平成24年6月分以降の手当から適用されています。

■所得制限

前年の所得額が所得制限額(左表)を超えたときは、児童一人につき5千円の支給になります。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人以上	1人につき 38万円加算

■申請について

子どもが生まれたときや他市町村から転入してきたときに、申請することで受給できるようになります。手当は申請の翌月分から支給します。

手当の申請者は、父親または母親で生計中心者となります。公務員は勤務先での手続きとなります。

※申請が月を越える場合、児

童の誕生日または前住所地の転出予定日の翌日から起算して15日以内の申請であれば、誕生日または転出予定日の翌月分からの支給となります。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑(スタンプ式印鑑以外)
- ・申請者名義の預金通帳(市内金融機関のもの)
- ・申請者本人の健康保険証(市の国民健康保険加入者は不要)

■支給日

- 2〜5月分：6月10日(金)
- 6〜9月分：10月7日(金)
- 10〜1月分：2月10日(金)

■現況届の案内

受給者は、6月中旬に現況届を提出していただく必要があります。現況届は毎年6月1日時点の状況を把握し、引き続き6月分以降の児童手当を

受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。対象者には現況届の書類を5月末に送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

なお、受給者と配偶者の所得を審査し、その結果、受給者を変更していただく場合もあります。

▽受付期間

6月1日(水)〜30日(木)

午前8時30分〜午後5時15分
※毎週火曜日は午後6時30分まで延長します。

▽受付場所

本庁舎4階子育て支援課

▽郵送の場合

〒024-8501(住所不要・切手貼付)子育て支援課
あて



児童扶養手当

ひとり親家庭などに
対して、生活の安定
や自立の促進のため
に支給します

■対象になる人

次の①～⑧の条件に当てはまる児童を養育している母親または父親、両親に代わって児童を養育している人。ただし、手当を受けようとする人や対象児童が公的年金の給付を受けられるときなど対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- ①両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)
- ②父親または母親が死亡した児童
- ③婚姻によらず生まれた児童
- ④父親または母親が重度障がい者の児童
- ⑤父親または母親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童
- ⑥父親または母親が1年以上刑務所などに収容されている児童

⑦両親の所在が不明の児童
⑧父親または母親が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

■手当の月額(4月から改定)

児童1人 4万2,330円
児童2人 5千円加算、児童3人以上 1人当たり3千円加算。

※児童が18歳になる日以降、最初の3月まで支給します(障がいのある児童の場合は20歳に達した日の前日の属する月まで)。

■所得制限

手当を請求する本人またはその同居の親族(扶養義務者)の前年の所得額が所得制限額を超えたときは、一定期間減額または支給を停止します。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	所得制限額		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	請求者本人 全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人以上	1人につき38万円加算		

特別児童扶養手当

障がいのある児童を
育てている人に支給
します

■対象になる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を養育している父親または母親、両親に代わって児童を養育している人。ただし、児童が社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

■手当の月額(4月から改定)

児童の障がいの程度によって1級と2級があります。

- 1級(重度障がい児) 5万1,500円
- 2級(中度障がい児) 3万4,300円

■所得制限

手当を請求する本人か配偶者、同居の親族(扶養義務者)の前年の所得額が所得制限額(下表)を超えるときは、一定期間支給を停止します。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	請求者本人	配偶者および 扶養義務者
0人	459万6,000円	628万7,000円
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 21万3,000円加算

更なる

自立に向けて

ひとり親家庭の自立に向けて「子育てや生活の支援」「就業支援」などを行っていますので、どうぞご相談ください

母子家庭等自立支援事業

●自立支援教育訓練給付金
ホームヘルパー講座など就業に必要と認められる、市が指定する講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。

●高等技能訓練促進給付金および高等技能訓練修了支援給付金

看護師や介護福祉士、保育士などの資格取得のために1年以上養成機関で受講する場合、受講期間のうち3年を限度に給付金を支給します。さらに、修了後に修了支援給付金を支給します。

▽促進給付金

市町村民税非課税世帯 10万円
市町村民税課税世帯 7万5,000円

▽修了支援給付金

市町村民税非課税世帯 5万円
市町村民税課税世帯 2万5,000円

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

就業や児童の進学などで資金が必要ときは、貸し付けを受けることができます。詳しくは花巻保健福祉環境センター北上市駐在(☎63-2732)へ。

